

(2) 食物栄養学科で取得できる資格・免許

「栄養士資格」

①栄養士資格の取得に必要な履修科目と単位数

食物栄養学科は、栄養士法に定める栄養士養成施設として厚生労働大臣の認可を受けている。従って栄養士法施行規則に定める科目を履修できるように栄養士養成の教育課程を作成している。

栄養士免許証を取得するには、食物栄養学科の教育課程の中で『栄』と注記してある科目すべてを履修し、単位を取得しなければならない。

②校外実習の履修(2年次)について

※「校外実習（給食の運営Ⅰ）」は栄養士資格必修科目、「校外実習（給食の運営Ⅱ）」は選択科目である。

- I. 授業への出席状況ならびに成績が良好であること。
- II. 1年次における栄養士必修科目（『栄』指定）の単位をすべて取得していること。
- III. 「給食管理実習Ⅱ」（2年前期）および「校外実習事前・事後指導」を履修していること。
- IV. 校外実習は、病院・学校・福祉施設・事業所のうちから1～2ヵ所で原則、夏期休業中に実施する。
- V. 実習は厚生労働省の認可施設で行う必要があるため、学生個々の希望選択には応じられない。
- VI. 校外実習開始前に実習についての説明会に出席し、施設訪問を行う。
- VII. 2年次前期までの授業の取組み・態度等や、関連科目の履修状況などにより、実習生としてふさわしくない
と本学が判断した場合には校外実習を認めないことがある。

③免許証の申請について

- I. 金沢市内在住者は石川県健康福祉部健康推進課へ申請する。
- II. 金沢市以外の石川県内在住者は、住所地を管轄する保健福祉センター等へ申請する。
- III. 県外在住者は住所地を管轄する保健福祉センター（保健所）等（各県で名称が異なる）へ申請する。

「栄養教諭二種免許状」

①教職課程

食物栄養学科には、教育職員免許状（栄養教諭二種）を取得するために必要な文部科学大臣の認定する教職課程が設けられている。免許状を取得しようとする者は、栄養士資格取得に必要な総単位数以外に教育職員免許法（以下「教免法」という）に基づき、本学が定める教職に関する単位を卒業要件とは別に修得すること、及び栄養に係る教育に関する科目等を履修することが義務づけられている。

なお、本課程履修者は、2年次に履修費を納入しなければならない。

教員免許の取得に至るまでに、教員の社会的責務の重要性から、本学が定める所定の申し込みや説明会の出席など様々な手続きが必要となっているので、1年次から計画的に履修するよう、特に注意することが望まれる。

また、オリエンテーション・ガイダンスには必ず出席しなければならない。

②法律に定められている規定

I. 教育職員免許法第5条別表第2の2に定められている規定

所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数
免許状の種類			
栄養教諭	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	14

II. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定められている規定

日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作2単位を修得していること。教免法に基づき、本学が定める単位は次頁の表のとおりであり、十分な確認の上で履修すること。なお、本学では、2年次の「栄養教育実習」の履修は、原則として、指定された「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を2年次前期までに修得した者に限り認めている。

ただし、2年次前期までの授業の取組み・態度等や、関連科目の履修状況などにより、実習生としてふさわしくないと本学が判断した場合には履修を認めないことがある。

「栄養教育実習」の詳細については、教職ガイダンス及び説明会等で別途指示するので、該当学生は、これらの説明会等には必ず出席しなければならない。

③本学で修得すべき単位

I. 食物栄養学科授業科目表における該当科目

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

科目 No	授業科目	単位数		授業方法	単位配分								週時数	備考
		必修	選択		1 年次				2 年次					
					前期		後期		前期		後期			
					Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4		
N2101	英語 I		2	演習			2					2	いずれか 2 単位以上の履修が必要	
N3101	英語 II		2	演習				2			2			
N1103	健康スポーツ I	1		実習	1						2			
N2103	健康スポーツ II	1		実習		1					2			
N1002	情報処理基礎 I	1		実習	1						2			
N2103	情報処理基礎 II	1		実習		1					2			
N4105	法と社会	2		講義						2	2			
計		6	4		2	4	2	2						

II. 栄養に係る教育に関する科目

科目 No	授業科目	単位数		授業方法	単位配分								週時数	備考
		必修	選択		1 年次				2 年次					
					前期		後期		前期		後期			
					Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4		
N3901	学校栄養教育論	2		講義					2			2		
計		2	0		0	0	2	0						

III. 教育の基礎的理解に関する科目等

科目 No	授業科目	単位数		授業方法	単位配分								週時数	備考
		必修	選択		1 年次				2 年次					
					前期		後期		前期		後期			
					Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4		
N1901	教職論	2		講義	2							2	集中講義 集中講義	
N3902	教育原理	2		講義				2			2			
N1902	教育心理学	2		講義	2						2			
N2901	特別支援教育概論	1		講義			1				1			
N2902	教育課程と教育の方法・技術	2		講義		2					2			
N1903	道徳教育・特別活動及び総合的な学習の研究	2		講義	2						2			
N2903	生徒指導と教育相談	2		講義		2					2			
N3903	教育実習指導（事前・事後指導）	1		実習				1			2			
N4901	栄養教育実習	1		実習					1		2			
N4902	教職実践演習（栄養教諭）	2		演習					2		2			
計		17	0		6	5	3	3						

「フードスペシャリスト」(受験資格)

①フードスペシャリスト資格について

本学食物栄養学科はフードスペシャリスト養成機関となっている。フードスペシャリストは、日本フードスペシャリスト協会が指定する科目を履修し、資格認定試験に合格した者に与えられる資格である。協会が定める規程科目を修得することにより、協会が実施する認定試験の受験資格を得ることができる。この認定試験に合格し、本学を卒業した者に協会より「フードスペシャリスト資格認定証」が授与される。詳細はガイダンス等で説明する。

②フードスペシャリスト資格認定の試験受験資格を得るために必要な科目

I. 必修科目 (21 単位以上)

規定科目	授業科目の名称	単位数		授業方法	単位配分								週時数	備考
		必修	選択		1 年次				2 年次					
					前期		後期		前期		後期			
					Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4		
フードスペシャリスト論 (2 単位以上)	フードスペシャリスト論	2		講義					2				2	2 単位以上の 選択必修科目
食品官能評価・識別論 (2 単位以上)	栄養士基礎演習 I	2		演習	2								2	
	調理学実習 I (実験含む)	1		実習	1								3	
食物学に関する科目 (5 単位以上)	食品学総論	2		講義	2								2	
	食品学各論	2		講義			2						2	
	食品学実験	1		実験							1		3	
食品の安全に関する科目 (2 単位以上)	食品衛生学		2	講義			2						2	
	公衆衛生学		2	講義						2			2	
調理学に関する科目 (4 単位以上)	調理学	2		講義	2								2	
	調理学実習 II	1		実習			1						3	
	調理学実習 III	1		実習				1					3	
栄養と健康に関する科目 (2 単位以上)	応用栄養学		2	講義			2						2	
	公衆栄養学		2	講義				2					2	
	健康管理概論		2	講義						2			2	
食品流通・消費に関する科目 (2 単位以上)	食料経済	2		講義				2				2		
フードコーディネート論 (2 単位以上)	フードコーディネート論	2		講義	2							2		
計		18	10		9	7	7	5						

II. 選択科目 (5 単位)

規定科目	授業科目の名称	単位数		授業方法	単位配分								週時数	備考
		必修	選択		1 年次				2 年次					
					前期		後期		前期		後期			
					Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4		
フードスペシャリスト資格 に相当とされる科目 (5 単位)	生化学		2	講義					2				2	
	基礎栄養学		2	講義	2								2	
	生化学実験		1	実験							1		3	
計		0	5		2	0	2	1						

注：フードスペシャリスト受験資格は必修科目を 21 単位以上、選択科目を 5 単位、修得すること。

「社会福祉主事任用資格」

社会福祉主事は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村に置かれる職である。この資格は、公務員試験に合格し、社会福祉主事に任用されて初めて名乗ることができる資格で、いわゆる任用資格とされるものである。

食物栄養学科には、以下のとおり厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目が開設されており、3科目以上を修得して本学を卒業した場合、任用条件を満たすことができる。

選択必修科目(3科目以上)

授業科目の名称	単位数		授業方法	単位配分				週時数	備考
	必修	選択		1年次		2年次			
				前期	後期	前期	後期		
基礎栄養学		2	講義	2				2	このうち、3科目以上の履修が必要
社会福祉概論		2	講義			2		2	
公衆衛生学		2	講義				2	2	
教育学		2	講義				2	2	
計	0	8		2	0	2	4		